

申告期間は、2月16日(木)から3月15日(木)までです

市県民税の申告はお早めに

市県民税の申告は、昨年1月1日から12月31日までに得た所得を申告するもので、来年度の市県民税や国民健康保険税、介護保険料などの課税基礎や児童手当、融資の申請などに必要な所得証明や納税証明などの基礎資料となります。

申告書を提出しないと、各種証明の発行や手当などが受けられなくなりますので、必ず3月15日(木)までに申告書を提出してください。

問い合わせ

税務課市民税係 ☎内線3145

白沢町総務課市民生活係 ☎内線31

利根町総務課市民生活係 ☎内線40

申告書の提出が必要な人

今年1月1日現在、本市に住所があり、次のいずれかに該当する人です。

- ① 昨年中に事業所得(営業や農業などから生じる所得)や給与、不動産、利子、譲渡、山林の所得、雑所得などがあつた人
- ② 昨年中に給与や退職所得の他に、営業や農業、不動産などの所得があり、その合計額が20万円以下の人
- ※20万円を超える人は、確定申告が必要で
- ③ 昨年中の所得が公的年金だけで、日本年金機構などに申告した以外の諸控除を受けようとする人、または公的年金の収入金額が400万円以下で、年金以外の所得の合計額が20万円以下の人
- ※年金以外の所得の合計額が20万円を超える人は、確定申告が必要で
- ④ 給与所得者で、昨年中の途中で就職、退職した人
- ⑤ 昨年中に病気や失業、または学生などで所得が全くなかつた人

申告書の提出が必要でない人

- ① 平成23年分所得税確定申告書を税務署に提出した人
- ② 給与所得のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている人
- ③ 給与所得のみで、2カ所以上の勤務先から給与の支払いを受けていて、その給与の全部について年末調整を行い、給与支払報告書が勤務先から市に提出されている人
- ④ 公的年金所得のみで、公的年金等支払報告書が市に提出されている人
- ※医療費控除など報告書に記載されている以外の控除額を追加する場合は、住民税、または所得税の申告が必要です

申告書の提出方法

■ 申告会場で面談をして申告書を提出する人
次の物を持参してください。

- 申告書
- 印鑑
- 昨年中の所得が分かるもの

給与所得者は、源泉徴収票、給与明細、事業主の支払証明など

▼ 事業・不動産所得者は、収支明細書、帳簿類、領収書など
▼ 公的年金などの受給者は、源泉徴収票

● 医療費や社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書などの支払いを証明できる書類

※ 申告書が配布されていない人のうち、申告が必要と思われる人は、税務課市民税係へ問い合わせてください

■ 申告書を自分で記入・作成する人
医療費や生命保険料、地震保険料などの控除を受ける場合は、証明書類を添付の上、郵送または申告会場に設置してある提出箱に入れてください。

個人住民税に係る税制度が改正されました。主な改正は、次

税制度の改正

◆ 扶養控除
年少扶養親族(16歳未満)に対する扶養控除と特定扶養親族のうち、16歳以上19歳未満の人に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止することになりました。

※ 来年度分以降の個人住民税に適用します

◆ 寄附金税額控除
適用限度額が2000円に引き下げられました。

◆ 生命保険料控除
※ 来年度分以降の個人住民税に適用します

今年1月1日以後に締結した保険契約などは、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の3本立てとし、それぞれ所得税4万円、住民税2万8000円を限度とするようになりました。

※ 平成25年度分以降の個人住民税に適用します

申告相談日程表

● 本庁管内 受付時間は午前9時～午後4時

月 日	該当地区	場 所	
2月	16日(木)	利南地区	利南公民館
	17日(金)		
	20日(月)		
	21日(火)	池田地区	池田公民館
	22日(水)		
	23日(木)		
	24日(金)	薄根地区	薄根公民館
	27日(月)		
	28日(火)		
3月	29日(水)	川田地区	川田公民館
	1日(木)		
	2日(金)		
	5日(月)	市役所 市民ホール	
	6日(火)		
	7日(水)～15日(木)		
	15日(木)		
	土・日曜日を除く		
	全地区未済者 この期間はたいへん混み合います。都合のつく人は、できるだけ早めに申告をお願いします。		

● 白沢町振興局管内 受付時間は午前9時～午後4時
[注意] 3月9日(金)以降の申告会場は、市役所市民ホールとなります。都合のつく人は、できるだけ早めに申告相談にお越しください

月 日	該当地区	場 所
2月	16日(木)	白沢町振興局 2階 農事研修室
	17日(金)	
	20日(月)	
	21日(火)	
	22日(水)	
	23日(木)	
	24日(金)	
	27日(月)	
	28日(火)	
	29日(水)	
3月	1日(木)～8日(木)	市役所 市民ホール
	9日(金)～15日(木)	
	土・日曜日を除く	
全地区未済者 この期間はたいへん混み合います。都合のつく人は、できるだけ早めに申告をお願いします。		

● 利根町振興局管内 受付時間は午前9時～午後4時
22日(水)穴原地区は午前11時、24日(金)輪組・多那・二本松地区は正午まで
[注意] 3月9日(金)以降の申告会場は、市役所市民ホールとなります。都合のつく人は、できるだけ早めに申告相談にお越しください

月 日	該当地区	場 所	
2月	16日(木)	利根町振興局 2階 大集会室	
	17日(金)		
	20日(月)		
	21日(火)		
	22日(水)		第4生活改善センター 根利集会所
	23日(木)		
	24日(金)		多那コミュニティー センター
	27日(月)		
	28日(火)		
	3月		29日(水)
1日(木)～8日(木)			
9日(金)～15日(木)			
土・日曜日を除く			
全地区未済者 この期間はたいへん混み合います。都合のつく人は、できるだけ早めに申告をお願いします。			